

## 学校法人創価大学職員倫理綱領－職員倫理委員会－

### I 総論

創価大学は、社会の発展と世界平和に寄与する人材を輩出するために、池田大作先生によって創立された大学であり、その根本指針として創立者が提唱された「建学の三精神」を掲げている。

本学に集う全ての教員・職員・学生は、創立者を敬愛し、平等にこの建学の精神の下に集った同志である。各人が建学の精神を永遠の指針として、それぞれの立場を尊重しながら、力を合わせて創価大学発展に尽力するべきであるとする。

とくに職員は、建学の精神を守り、その具現化を念頭におき、常に自己研鑽に精励し、業務の向上・改革に努めなければならない。建学の精神こそが私学の命であり、根本の実践規範かつ目的だからである。

さらに創立者が開学以来掲げてきた「学生第一」「学生のための大学」という基本方針を堅持して、本学の教育・研究活動を全面的に支援し推進していく責任がある。そして創立者を慕い集う学生を、社会に有為な人材に育成し、その期待に応えていかなければならない。

以上のような使命と責任を考えると、大学という教育の最高学府の職員に求められるのは、社会規範に則った責任ある行動であり、大学に関わる全ての人々の基本的人権を尊重し、とりわけ学生の学ぶ権利を守ることを最第一としていくべき、確固たる倫理観である。

ここに創価大学職員が遵守すべき倫理を綱領として示し、その内容を尊重し実践する中で、創価大学発展に尚一層尽力していきたい。

### II 各論

#### 1.創価大学に対する倫理

創価大学職員は、創価大学の目的の達成に向け、貢献する。

- (1) 建学の精神を尊び、その実現に尽くす。
- (2) 創価大学の名誉と信用を傷つける行為を行わない。
- (3) 学内諸規則を誠実に遵守する。
- (4) 教育・研究活動の支援を第一とし、他の教員・職員と協力し、業務にあたる。
- (5) 前例踏襲から価値創造へと、職員が自己改革に努め、業務向上のための努力を常に怠らない。
- (6) 公私の区別を厳しく立て分け、大学の公的資源を私的利益のために用いない。

#### 2.学生に対する倫理

創価大学職員は、学生の人格を尊重し、学生第一の大学を目指す。

- (1) 学生からの意見・要望・批判には真摯に耳を傾け、その対応に努力する。
- (2) 学生の成長を願い、育成するとともに、学生の学習活動を支援する。
- (3) 業務の遂行にあつては、誠実を旨とし、粗暴かつ権威的な態度で学生と接しない。

- (4) 人間教育の最高学府に勤める職員として、学生の模範となる品位ある行動をとる。
- (5) 学生に対して、人権侵害を行わない。

### 3.同僚に対する倫理

創価大学職員は、同僚職員・教員の固有の立場と職務を理解し、協力して創価大学の発展向上に努める。

- (1) 同僚職員・教員に敬意をもって接し、人権侵害を行わない。
- (2) 同僚の意見に真摯に耳を傾け、また同僚の評価を公正な視点で誠実に行う。
- (3) 互いに尊重し合い、創価大学発展のために、立場・年齢を越えて団結する。
- (4) 同僚であっても、反社会的行為を行った者に対しては、厳正に正す。

### 4.社会に対する倫理

創価大学職員は、その立場の公共性から、社会のルールを守り、社会の発展と向上に貢献する。

- (1) 法律を遵守し、教育機関に従事する者として責任ある行動をとる。
- (2) 社会への協力を惜しまず、地域社会との共存を目指す。
- (3) 大学支援者、卒業生及び学生の保護者に対して、敬意をもって接する。
- (4) 学生が、社会規範に則った行動を身につけるよう、その指導と育成にあたる。

以上

<平成16(04)年4月1日付制定>